平成30年 第6回教育委員会会議録平成30年6月27日(水)

第4回教育委員会 会議録

日 時 平成30年6月27日(水)(午前9時30分から)

場 所 甲州市役所2階 第2会議室

一 出席した委員は次のとおりである。

 教 育 長 保 坂 一 仁 職 務 代 理 岡 村 久 美 子

 委 員 古 屋 安 廣 委 員 荻 原 浩 洋

一 欠席した委員は次のとおりである。

委 員 矢崎秀明

一 出席した者は次のとおりである。

教育総務課長 村松泰彦 教育総務課L 近藤理恵 生涯学習課L 生涯学習課長 萩 原 利 也 辻 学 飯 島 文化財課長 泉 文化財課L小倉 真 指 導 主 事 教育総務課 L 土 屋 稔 山 田 浩 窪 川 はづき 事 務 担 当

一 欠席した者は次のとおりである。

(なし)

一 会議に付された案件は次のとおりである。

日程第1 教育長諸般の報告について

日程第2 議案第11号 甲州市学校給食費滞納整理等事務処理要綱の制定について

日程第3 議案第12号 平成30年度準要保護児童・生徒の認定について

日程第4 議案第13号 甲州市学校給食運営協議会委員の委嘱について

※ 開会前に全員で甲州市市民歌を斉唱

教育長 ただいまから、甲州市教育委員会6月定例会を開催いたします。

本日の出席委員は3名で定数に達しております。本日の会議録署名委員に荻原浩洋委員を指名 いたします。

それでは、議事日程に基づき、これより日程に入ります。

私のほうから、報告をさせていただきます。お手元にお配りしてあります、諸般の報告のとおりであります。本件についてご質問、ご意見等ございませんか。

「なし」の声

教育長 それでは、日程第1については、以上で終わらせていただきます。

日程第2 議案第11号 甲州市学校給食費滞納整理等事務処理要綱の制定について教育総務課長お願いします。

教育総務課長 議案第11号 甲州市学校給食費滞納整理等事務処理要綱の制定についてご報告いたします。

要綱の概要ですが、趣旨といたしましては、学校給食費の滞納整理等について事務処理手順を 定めた要綱を制定する必要があるということです。内容といたしましては、甲州市の学校給食 は、保護者負担による給食運営を行っており、口座振替か学校経由で集金を行ってまいりまし たが、平成27年度から学校給食費が公金化となり、給食費の徴収事務を学校給食担当が行う こととなりました。しかし、滞納整理等に関する事務処理要綱が整備されておらず、慣例で処

理を行っておりましたので、滞納整理等事務処理要綱を制定するものであります。

教育長 この件について、何かご意見、ご質問等ございますか。

古屋委員 現状はどういう実態ですか。

教育総務課長 給食費の年間総額が1億6千万円程ですが、そのうち年間滞納額は30万円程になります。一

番多い滞納者につきましては9万円程の滞納があるという現状です。

古屋委員 児童手当を受けていない家庭ということですか。

教育総務課長 児童手当を受けていても、児童手当の引き落としの承諾がもらえないと引き落とせないので、

その承諾がとれないのです。

岡村職務代理者 児童手当って趣旨が違うかと思ったのですが、第6条をみると児童手当から給食費の引き落と

しができるというのがあるんですか。

教育総務課長 はい。ちなみに児童手当法第21条に定められております。

古屋委員
それは親の承諾がないとできないのですね。

教育総務課長 現行のご家庭には、入学時に全員の方にいただいております。今後は児童手当から徴収ができ

るのですが、今までの方は全員もらっていなかったのです。

古屋委員 昔は学校で、校長の判断で親と交渉して行っていましたけど。

教育総務課長 今は学校を間にはさんでなくて直接やり取りしています。

古屋委員 結局他の市民税の関係と同じだとは思うのですが 滞納者は同じような方になりますか。

教育総務課長 大体同じですので、収納担当と調整しながら行っていきます。

岡村職務代理者 滞納者って貧困家庭だけですか、それとも故意にですか。

教育総務課長 両方あります。以前に、給食費はただなので払う必要ないと主張する方もなかにはいたようで

す。

古屋委員ニュースその他で給食費をいわゆる公費負担にする、とちらほら聞かれるところがかなりはい

ってきていますね。

教育長 最終的には30万円をゼロにするのが理想ですが、比較的滞納額は少ない状況です。

荻原委員 時効は何年ですか

教育総務課長 5年です。ただその5年の中で督促をすると、またその時効が中断されますので延びます。

教育長この件について、何かご意見、ご質問等ございますか。

「なし」の声

教育長 次に日程第3 議案第12号 平成30年度準要保護児童・生徒の認定について教育総務課長

よりお願いします。

教育総務課長 議案第12号 平成30年度準要保護児童・生徒の認定についてご報告いたします。学校教育

法第19条で「経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童には又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならない」と定めております。この規定に基づきまして甲州市就学援助費支給要綱第5条では、教育委員会が内容を審査し、認否の決定をすることになっておりますので、需給資格の審査を終えた名簿を提示させていただきました。

小学校につきましては申請が129件、そのうち要保護認定が8件、準要保護認定が115件、

不認定が 6 件ありました。この 6 件につきましては主には所得超過の方でした。また、取り下げが 2 件ありました。中学校につきましては、申請が 1 2 0 件ありましたが、要保護認定が 4

件、準要保護認定が112件、不認定が3件ありました。それから、市外というものがありま

して、山梨市の小学校に通われている子どもさんがお二人おります。甲州市の方ですので学用

品費につきましては、甲州市で認定をするということになりますので、申請が2件で準要保護 認定が2件となっております。また各学校別の一覧表・就学援助の単価表等もあります。なお、

市外から市内への区外外就学については学校給食についてのみを支給、市内から市外への区域 外就学は学校給食費を除く費目の支給をします。要保護につきましては就学旅行費及び医療費

のみの支給というかたちになります。昨年度の変更点ですが、新入学用学用品費の入学前支給

を昨年度から支給をしておりますので、昨年度の2月3月に支給を受けた方につきましては、 本年度の新入生用学用品費の支給はいたしません。なお、年度途中でも価格改訂があった場合

にはその都度対応させていただきたいと思います。ちなみにですが、昨年度の対比でいきます

と、準要保護ですが小学校が 0.66%の減、中学校が 1.24%の増加で、全体で 0.03% の増となっております。小学校が少なくなって、中学校が増加している状況です。また、年度

途中での申請につきましては、その都度、教育委員会には諮らず教育長の決裁において審査・

認定させていただくことを了承願いたいと思います。

教育長 この件について、何かご意見、ご質問等ございますか。

「なし」の声

教育長 引き続きまして、日程第4 議案第13号 甲州市学校給食運営協議会委員の委嘱について

教育総務課長よりお願いします。

教育総務課長 議案第13号 甲州市学校給食運営協議会委員の委嘱についてご報告いたします。過日6月

8日に開催しました運営協議会でございます。こちらにつきましては、各PTAの役員さんが決定した後にあて職でお願いする関係でこの時期になってしまうわけですが、小中学校の

学校代表とPTA代表がそれぞれ決定しましたのでこの方たちを委員に委嘱したものでございます。

います。

教育長この件について、何かご意見、ご質問等ございますか。

「なし」の声

教育長
それでは提出された議案については以上になります。

それでは、次回7月教育委員会は、7月25日水曜日午前9時30分から、8月教育委員会を 8月22日水曜日午前9時30分から開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

「はい」の声

それでは、次回の7月教育委員会は、7月25日水曜日午前9時30分から、8月教育委員会を8月22日水曜日午前9時30分から開催予定といたします。

以上で本日の日程すべてを終了いたします。どうもありがとうございました。